

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 8 年 5 月 1 日	
佐賀県知事 殿	
提出者 住 所 佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2415 氏 名 グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 佐賀工場 工場長 干貝 博彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0952-62-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	グリコマニュファクチャリングジャパン株式会社 佐賀工場
事業場の所在地	佐賀県佐賀市大和町大字尼寺2415
計画期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	0913 食料品製造業
② 事業の規模	2025年度実績：111.8億円/年（2025年1月～2025年12月）
③ 従業員数	167名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙②参照			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	（これまでに実施した取組） ・ ゴミ分別による有価物化の実施継続 ・ PDF化による紙の使用量削減継続 ・ 製品容器返却時のゴミ混入防止取組み ・ 日報、月報のタブレット化によるペーパーレス化の実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	（今後実施する予定の取組） ・ 製品容器返却時のゴミ混入防止取組み（継続取組み） ・ 作業手順書のペーパーレス化の実施		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 定期的な従業員教育による廃棄物分別方法の周知を実施。 ・ 業者、行政などから情報を収集しながら分別を実施。 ・ 活動版（ホワイトボード）にてゴミの分別方法の周知を実施。		
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 継続的な従業員教育による廃棄物分別方法の周知を実施。 ・ 一時保管場所（リサイクルヤード）での更なる分別を実施し再生利用、有価物化を推進する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	なし
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	なし
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	なし
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	なし
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	なし	なし
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	なし	なし
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託業者には定期的（年1回）に現地確認を実施する。 ・電子マニフェスト化の実施。 ※廃油（多くて2回/年）以外の委託業者は全て電子マニフェスト化		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組)		
	・ 廃酸を有効活用することでの、バイオマス発電へのを目指す。 ・ 委託業者には定期的（年１回）に現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）で

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することかできないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)
(第2面)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項														
①現状	【前年度（令和7年度）実績】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	木屑	ガラス屑 コンクリートくず及び陶磁 器くず	蛍光灯 (水銀使用製品)	動植物系残さ	安定型混合廃棄物				
	排 出 量	193,972 t	0,468 t	607,720 t	54,580 t	0,070 t	0,170 t	0,050 t	335,000 t	0,250 t	t	t	t	t
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	木屑	ガラス屑 コンクリートくず及び陶磁 器くず	蛍光灯 (水銀使用製品)	動植物系残さ	安定型混合廃棄物				
	排 出 量	184,273 t	0,445 t	577,334 t	51,851 t	0,067 t	0,162 t	0,048 t	318,250 t	0,238 t	t	t	t	t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項														
①現状	【前年度（令和7年度）実績】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	木屑	ガラス屑 コンクリートくず及び陶磁 器くず	蛍光灯 (水銀使用製品)	動植物系残さ	安定型混合廃棄物				
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	木屑	ガラス屑 コンクリートくず及び陶磁 器くず	蛍光灯 (水銀使用製品)	動植物系残さ	安定型混合廃棄物				
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項														
①現状	【前年度（令和7年度）実績】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	木屑	ガラス屑 コンクリートくず及び陶磁 器くず	蛍光灯 (水銀使用製品)	動植物系残さ	安定型混合廃棄物				
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	木屑	ガラス屑 コンクリートくず及び陶磁 器くず	蛍光灯 (水銀使用製品)	動植物系残さ	安定型混合廃棄物				
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	0,000 t	t	t	t	t

	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t					
--	--------------------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--	--	--	--	--

様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)

(第4・5面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項															
①現状	【前年度（令和7年度）実績】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	木屑	ガラス屑 コンクリートくず及び陶磁 器くず	蛍光灯 (水銀使用製品)	動植物系残さ	安定型混合廃棄物					
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	木屑	ガラス屑 コンクリートくず及び陶磁 器くず	蛍光灯 (水銀使用製品)	動植物系残さ	安定型混合廃棄物					
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項															
①現状	【前年度（令和7年度）実績】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	木屑	ガラス屑 コンクリートくず及び陶磁 器くず	蛍光灯 (水銀使用製品)	動植物系残さ	安定型混合廃棄物					
	全処理委託量	193,972 t	0,468 t	607,720 t	54,580 t	0,070 t	0,170 t	0,050 t	335,000 t	0,250 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	193,972 t	0,468 t	607,720 t	54,830 t	0,070 t	0,170 t	0,050 t	36,190 t	0,250 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	193,972 t	0,468 t	607,720 t	54,830 t	0,070 t	0,170 t	0,050 t	335,000 t	0,250 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	47,580 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】														
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃プラスチック	木屑	ガラス屑 コンクリートくず及び陶磁 器くず	蛍光灯 (水銀使用製品)	動植物系残さ	安定型混合廃棄物					
	全処理委託量	184,273 t	0,445 t	577,334 t	51,851 t	0,067 t	0,162 t	0,048 t	318,250 t	0,238 t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	184,273 t	0,445 t	577,334 t	51,851 t	0,067 t	0,162 t	0,048 t	318,250 t	0,238 t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	184,273 t	0,445 t	577,334 t	51,851 t	0,067 t	0,162 t	0,048 t	318,250 t	0,238 t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t

		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	45,201 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	
--	--	---------------------------------------	---------	---------	---------	----------	---------	---------	---------	---------	---------	---	---	---	---	--

2026年度 産業廃棄物排出量(t)及び処理状況

種 類	2025年4月 ～ 2026年3月	委託処理		
	排出量計 (t)			
汚泥	193.972	乾燥	→	発酵堆肥化
廃油	0.468	油水分離	→	再生
廃酸	607.720	中和	→	発酵堆肥化
廃プラスチック	54.580	圧縮、焼却	→ 再利用(マテリアル) 熱利用(サーマル) →	埋立(管理型)
木屑	0.070	焼却	→	埋立(管理型)
ガラス屑 コンクリートくず及び 陶磁器くず	0.170	破碎	→	埋立(管理型)
がれき類	0.000	破碎	→	埋立(管理型)
金属くず	0.000	破碎	→	再生
蛍光管(水銀使用製品)	0.050	破碎	→	再生
動植物性残渣	335.000	乾燥	→	発酵堆肥化
安定型混合廃棄物	0.250	破碎	→	埋立(管理型)
計	1192.280			

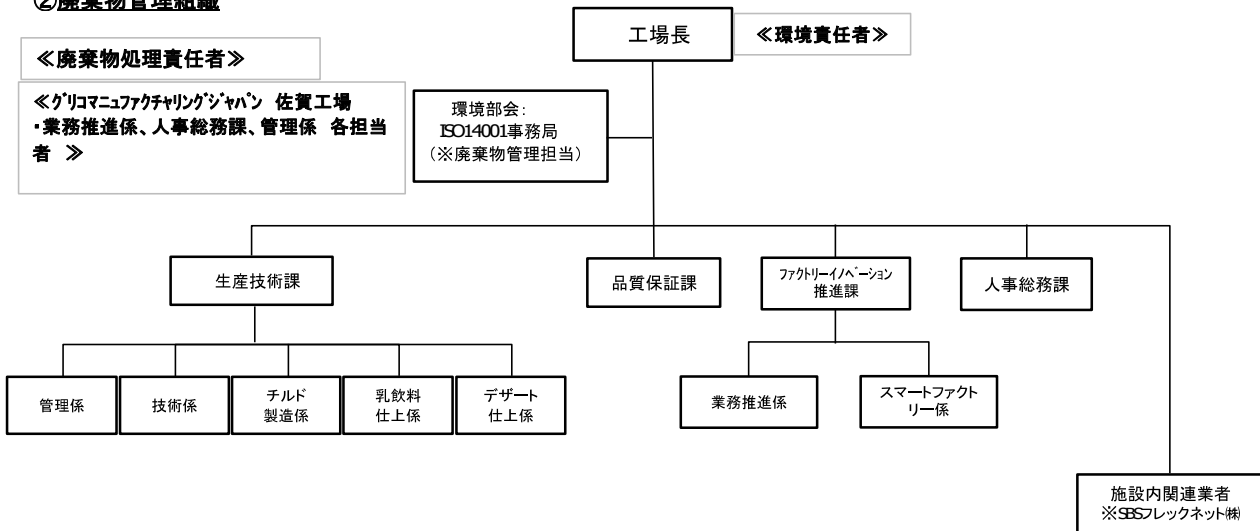
産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

①責任者及び管理組織図

2026年4月16日現在

環境責任者		工場長
廃棄物処理責任者		グリコマニュファクチャリングジャパン 佐賀工場 ・業務推進係、人事総務課、管理係 各担当者
役割	環境部会： ISO14001事務局 (廃棄物管理担当)	廃棄物処理に関する検討 環境部会メンバー(ISO14001推進委員):推進委員 従業員への環境及び廃棄物処理の教育指導を行う 関連会社に対する教育及び啓蒙 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討 廃棄物処理、分別出し、排出抑制の管理 廃棄物処理状況を把握し改善策を検討
	廃棄物処理責任者	従業員への環境及び廃棄物処理の教育指導を行う 関連会社に対する教育及び啓蒙 各種廃棄物置場の維持管理 廃棄物処理に関する各種事項の決定及び承認 廃棄物処理計画の作成 処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 廃棄物減量等推進責任者 特別管理産業廃棄物管理責任者 委託契約の締結及びマニフェスト票の管理 監督官庁への各種報告 産業廃棄物及び特別管理廃棄物管理票の交付・管理 行政等から提出された改善策の検討 その他環境に関する事項

②廃棄物管理組織



③管理体制の強化

- 管理体制
工場内の各部署と協力し、廃棄物処理が円滑に行えるよう環境部会(ISO14001事務局)で管理していく。
- 管理方法
 - 可能な限り優良認定処理業者、再生利用業者へ委託処理、電子マニフェスト化する。
 - 委託業者には定期的に現地確認を実施する。

④ISO14001推進活動(教育・研修)

- 環境(廃棄物処理等含む)教育
定期的に従業員へ環境に関する(グループ環境方針説明、産業廃棄物処理に関する説明)教育・研修を実施する。
- 情報の公開
廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再利用状況について情報の公開に努める。